

情報 のコーナー

加東市役所は土・日・祝日、12月29日から翌年の1月3日を除き、8:30から17:15まで開庁しています。市民課のみ火曜日は19:15まで業務延長しています。

お知らせ

防犯カメラの設置を助成

加東市では、安全・安心のまちづくりの一環として、防犯カメラを設置する地区・自治会等の団体に対し、補助金を交付しています。

補助率

防犯カメラ設置費用の1／3補助額

1か所につき、上限8万円
※申請についての詳細は、防災課までお問い合わせください。

問い合わせ

協働部防災課（庁舎4階）
☎43・0403

募集

アフタースクールの入所児童募集

対象 放課後に、保護者や同居の親族が、仕事や病気などの理由により、家庭で保育を行うことができない市内小学校1年生から6年生までの児童、および特別支援学校の小学部に就学している児童

受付期間

5月2日(月)から31日(火)まで
※今回の募集は、夏休み以降に利用を開始する児童が対象です。

必要書類

- ①入所申込書
- ②勤務証明書など保育できないことを証明する書類（18歳以上65歳未満の同居者全員分）
- ③印鑑

※申込書類は、子育て支援課、市内各アフタースクールにあるほか、市ホームページからもダウンロードできます。
入所手続 必要書類を子育て支援課にご持参ください。
○申し込みが定員を超えた場合は、入所できないことがあります。

相談

女性のための相談

夫婦や家族のこと、職場や地域での人間関係などの悩みについて、専門の相談員が相談に応じます。

（秘密厳守・無料・託児あり）

日時 5月9日(月)・23日(月) 10時～12時、13時～16時
場所 やしろこどものいえ
相談方法

①電話 ☎09067366611

②面接 1人50分程度(要予約)

申し込み・問い合わせ

福祉部子育て支援課（庁舎1階）
☎43・0408

特設人権相談所を開設

一人ひとりが身近な差別や偏見について考え、人権を尊重する社会づくりのきっかけとなるよう、特設相談所を開設します。

人権問題(差別・私的制裁・いやがらせ・いじめなど)でお悩みの方は、お気軽にご相談ください。相談は無料で、秘密は守られます。

日時 6月1日(水)

市営住宅入居者募集

平成28年度第1回市営住宅入居者募集を行います。
応募期限 5月16日(月)
募集住宅 鴨川団地・嬉野台団地・下三草団地・河高団地・森団地

申込方法

申込書に必要事項を記入のうえ、必要な書類を添えて、地域整備課に提出してください。申込書・必要な書類の案内書は地域整備課にあります。

問い合わせ

まち・農整備部地域整備課（庁舎3階）
☎43・0517

場所 13時30分～15時30分
福祉センター2階相談室

相談担当者 人権擁護委員
問い合わせ

○神戸地方法務局
☎42・0201

○教育委員会人権教育課（庁舎4階）
☎43・0544

5月は赤十字運動月間です 活動資金にご協力をお願いします

熊本地震発生から約半月。未だ多くの人が避難生活を余儀なくされています。
一日も早い復興のために日本赤十字社の活動にご理解をいただき、復興支援のための活動資金提供にご協力をお願いします。

問い合わせ 福祉部社会福祉課(庁舎1階) ☎43-0409

年金相談(予約制)

明石年金事務所員が相談に応じます。

日時 5月27日(金) 10時20分～15時20分
場所 福祉センター1階
定員 16人

受付開始 5月6日(金)

申込方法 電話で住所・氏名・生年月日・電話番号・基礎年金番号・相談内容をお知らせください。

※年金給付に関する相談のみとなります。

問い合わせ

市民生活部保険・医療課（庁舎1階）
☎43・0501

電話でも年金給付に関する相談を行っております。

明石年金事務所

お客様相談室

☎078-912-4983

受付時間 平日(月～金) 8時30分～17時15分

東条文化会館からのお知らせ 公演情報

社吹奏楽団 2016 ファミリーコンサート ～35周年記念コンサート♪～

日時 5月29日(日) 13:30開場(14:00開演)
場所 東条文化会館(コスミックホール)
賛助出演 コスモス加東少年少女合唱団
曲目 アマポーラ、波を越えてはるかに、U.S.J 音楽メドレーなど
入場料 無料

問い合わせ 社吹奏楽団 増田 ☎090-5155-3825

加東消防署からのお知らせ

住宅用火災警報器を設置していますか?

住宅火災による死亡事故を防ぐため、一戸建て住宅やマンション・アパート等の共同住宅には住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。設置していない建物には、早急に設置してください。

設置の注意点

- ・北はりま消防組合火災予防条例により、寝室および階段を住宅用火災警報器の義務設置箇所としています。
- ・ガスコンロからの出火の察知に効果が高いことから、火災報知機の台所への設置もおすすめています。
- ・取り付けの場所によって、感知器の種類を変えてください。寝室および階段には煙式、台所は熱式がおすすめています。
- ・住宅用火災警報器は、電気店やホームセンター等で販売されています。購入の際は、日本消防検定協会の鑑定(NSマーク)が付いているものを選びましょう。
- ・消防署の職員が販売したり、消防署から特定の業者に販売を委託したりすることはありません。悪質な訪問販売や詐欺には十分ご注意ください。
- ・住宅用火災警報器には、点検義務はありませんが、日頃から動作確認や、電池の点検等をしておきましょう。



問い合わせ 加東消防署予防係 ☎42-3560